

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月7日

支出負担行為担当官
東海防衛支局長 倉内 康治

1 業務内容

- (1) 業務名 岐阜飛行場周辺（30）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務その2
- (2) 履行内容 住宅防音事業委託業務標準仕様書のとおり
- (3) 履行場所 岐阜飛行場周辺地域
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで
- (5) 本業務は、紙入札（電子入札システム対象外）で行う案件である。

2 競争参加資格

(1) 単体企業

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者でないこと。
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者でないこと。
- ウ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処され、又はこの法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者でないこと。
- オ 次のいずれかに該当したことから契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者でないこと。
 - (ア) 偽りその他不正の行為により落札者となった場合
 - (イ) 入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなった場合
 - (ウ) 契約に従って防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条に基づく住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務（以下「委託業務」という。）を実施できなかった場合、又はこれを実施することができないことが明らかになった場合
 - (エ) 契約について定められた事項について重大な違反があった場合
 - (オ) 委託者が、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認め、当該業務の状況に関し必要な報告を求めた際に報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合
 - (カ) 委託者が、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認め、必要な措置をとるべきこととした指示に違反した場合
 - (キ) 暴力団員を業務を統括する者又はその従業員としていた場合
 - (ク) 受託者又はその従業員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合

- (ケ) 保有個人情報をご自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合
- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者でないこと。
- キ 法人であって、その役員のうち前各号いずれかに該当する者があるものでないこと。
- ク 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者でないこと。
- ケ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者でないこと。
- コ その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって本委託業務の公正な実施又は本委託業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者でないこと。
- サ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（未成年又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- シ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ス 入札実施年度及び契約実施年度に有効な競争契約の参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」において、「D」以上の等級に格付されている者であり、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- セ 一般競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間において、防衛省から指名停止又は取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ソ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同事業体

- ア 単独で委託業務が担えない場合は、適正に委託業務を遂行できる共同事業体を結成し、入札に参加することができる。その場合は、入札書類提出時までに代表者を定め、それ以外の者は構成員として参加するものとする。
なお、代表者及び構成員は、他の共同事業体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。
- イ 共同事業体で入札に参加する場合には、代表者及び構成員は、(1)に規定する条件を満たすものとする。
- ウ 共同事業体を結成するに当たっては、これを組織しようとする企業等は、次の(ア)から(イ)までに掲げる事項を規定した共同事業体結成に関する協定書により、協定を締結するものとする。
なお、共同事業体の構成員となる企業は、委託業務の実施に際し、瑕疵があつた場合における構成員間の責任分担に関する事項及び業務遂行に伴う損害賠償に関する事項について、あらかじめ合意するとともに、請求手続に関する覚書を取り交わさなければならない。
- (ア) 目的
共同事業体の構成員が、委託業務を共同連帯して営む旨を規定すること。
- (イ) 共同事業体の名称
- (ウ) 主たる事務所の所在地

- (エ) 成立及び解散の時期
契約を締結した日から当該契約の終了後3月を経過する日までの間は、解散しないこと。
 - (オ) 構成員の住所及び名称
 - (カ) 代表者の名称
 - (キ) 代表者の権限
代表者は、委託業務の実施に関し、共同事業体を代表すること及び委託業務料の請求、受領及び共同事業体に属する財産を管理する権限を有すること。
 - (ク) 運営委員会
構成員全員をもって運営委員会を設けること及び当該運営委員会が共同事業体の運営において基本的かつ重要な事項を協議の上、決定し、委託業務の実施に当たること。
 - (ケ) 構成員の責任
構成員は、委託業務の履行に伴い共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - (コ) 区分経理
共同事業体は、委託業務に係る収入及び支出について、明確に区分して経理すること。
 - (サ) 権利義務の譲渡の制限
委託業務に係る権利義務は、他人に譲渡することができないものとする。
 - (シ) 構成員の加入に関する事項
新たに構成員を加入させようとする場合は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、加入させることができないこと。
 - (ス) 構成員の脱退、破産又は解散に対する処置
構成員のうちいずれかが脱退、破産又は解散した場合には、他の構成員が共同連帯して委託業務を実施するものとする。
 - (セ) 代表者の変更
代表者が脱退、破産若しくは解散した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、委託者の承認を得た上で、従前の代表者に代えて、他の構成員のいずれかを代表者とする。
 - (ソ) 解散後の瑕疵担保責任
委託業務の実施に関し、瑕疵があったときは、共同事業体が解散した後においても、各構成員は共同連帯してその責に任ずること。
 - (タ) 協定書に定めのない事項
協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めること。
- (3) 入札参加者間の公平性
入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係（これらと同視し得るものを含む。）がないこと。
- ア 資本関係
次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、次の(ア)の規定については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合

(4) 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

ア 個人情報の保護に関する要件

- (ア) 個人情報を適正に管理できることを証明できる者であること。
- (イ) 地方防衛局及び東海防衛支局が発注した委託業務において、個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた者（個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた他の者の役員が所属する場合を含む。）にあっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾又は同協会が認定する審査機関のISMS認証等（以下「プライバシーマーク使用許諾等」という。）を得ていること。

イ 中立公平性に関する要件

- (ア) 防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計又は監理の請負者（委託業務の受託期間中に当該工事、設計又は監理の請負（下請けを含む。）を予定している者を含む。）でないこと、当該請負者と資本又は人事面において関連がないこと及び過去に資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- (イ) (ア)に規定する資本又は人事面において関連がある者とは、次のaからcまでに該当する者をいう。
 - a 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合（代表権を有しているか否かは問わない。）
 - c 親会社と関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。）の関係にある場合

ウ 提案書に関する要件

提案書は、委託業務の実施体制を明記し提出すること。

- エ アからウまでの規定は、(2)に規定する共同事業体を結成する全ての企業に適用する。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館7階
東海防衛支局防音対策課住宅防音係 電話052-952-8226

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

- ア 交付期間 平成30年6月7日から平成30年7月9日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後3時まで。

なお、交付した入札説明書等は、平成30年7月10日までに持参

又は郵送にて返却すること。

イ 交付場所 上記3(1)に同じ。

なお、郵送にて交付を希望する者は、返信用封筒として、表に住所・氏名を記載し、速達簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手（1,070円分）を貼付した角1号封筒又はレターパックプラスを上記3(1)へ送付すること。

(3) 一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成30年6月8日から平成30年6月20日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、最終日は午後3時まで。

イ 提出場所 3(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は（書留郵便に限る）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る）（以下「郵送等」という。）すること。ただし、郵送等の場合は提出期間内必着。

(4) 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成30年7月2日から平成30年7月4日までの毎日、午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後3時まで。

イ 提出場所 〒460-0001名古屋市中区三の丸2-2-1名古屋合同庁舎第1号館8階 東海防衛支局会計課契約係 電話052-952-8233

ウ 提出方法 持参又は郵送等すること。ただし、郵送等の場合は提出期間内必着。

(5) 開札の日時と場所

ア 開札日時 平成30年7月10日 午前10時

イ 開札場所 東海防衛支局7階入札室

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行桜通代理店（三菱東京UFJ銀行名古屋営業部））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行桜通代理店（三菱東京UFJ銀行名古屋営業部））又は、金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東海防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
 - ア 入札書に記載されている金額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格の次に低い価格を持って入札した者を落札予定者とする可能性がある。
 - イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が2者以上いる場合は、当該入札をした者にくじを引かせ落札予定者を決定するものとする。当該入札をした者がくじを引くことができない場合には、入札事務に直接関係がない東海防衛支局の職員がこれに代わってくじを引くものとする。
 - ウ アに規定する要件を満たす入札がなかった場合は、改めて直ちに再度の入札を行うものとする。
 - エ 入札において落札者がいなかった場合には、必要に応じ入札参加条件等を見直した後、再度、入札を行うものとする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 適用する契約条項
 - 住宅防音事業に係る委託業務契約における個人情報の保護に関する特約条項
 - 債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項
 - 談合等の不正行為に関する特約条項
 - 暴力団排除に関する特約条項
- (6) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(1)スに掲げる競争参加資格を有していない者も上記3(3)により一般競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の格付を受け、かつ競争参加資格の認定が確認を受けていなければならない。
- (7) 入札説明書等受領の際、資格決定通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。なお、仕様書及び入札説明書等を受け取らない者の入札参加は認めない。
- (8) 詳細は、入札説明書及び住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項等による。